

農業者戸別所得補償制度について

農業者戸別所得補償は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的に実施されます。

3 米の所得補償交付金・米価変動補てん交付金

標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付するとともに、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合にその差額分が直接交付されます。



(1) 交付単価

定額部分 15,000円(10アール当り)

変動部分 23年産の販売価格が標準的な生産費を下回った場合にその差額を基に算定(下図参照)
*全国一律単価による面積払い

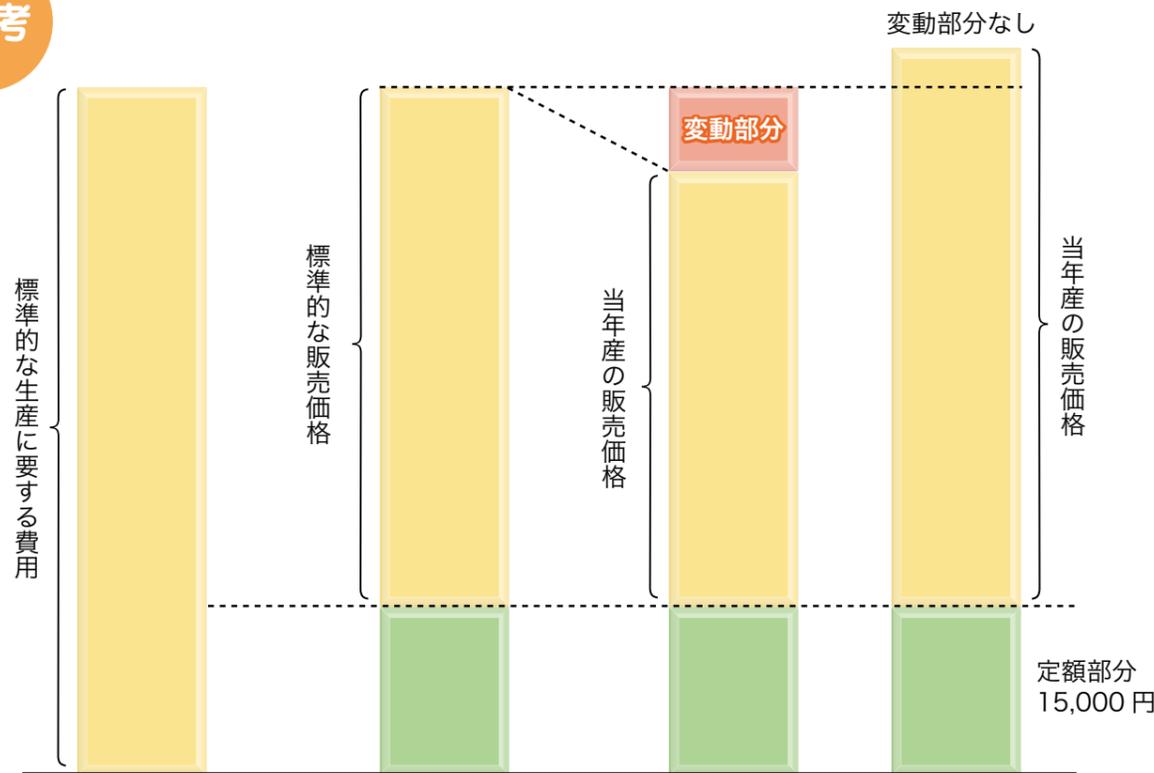
(2) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産(生産調整に参加)を行った販売農家・集落営農のうち、**水稲共済加入者**(ただし、当然加入面積(25アール)未満の場合は、平成22年度の出荷・販売実績のある方)

(3) 交付対象面積

主食用米の作付面積から自家消費米相当分として一律10アールを差し引いた面積

参考



【問合せ】 ■本庁農政課 ☎(23)5111(内線4222)および各支所産業建設課
■鹿児島農政事務所地域第一課 ☎(22)4156

平成23年度戸別所得補償対策の概要

1 水田活用の所得補償交付金

食料自給率向上に向けて、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米などの生産拡大を図るため、交付金が面積払いで直接交付されます。

(1) 交付単価

作物		単価(10アール当り)
戦略作物	麦・大豆・飼料作物	35,000円
	新規需要米(米粉用米・飼料用米・WCS用稲(稲発酵粗飼料))	80,000円
	加工用米(焼酎用・菓子用など)	30,000円
	そば・なたね(景観形成用は除く)	20,000円
その他作物(野菜・果樹・花き・景観形成作物など)		*地域により単価設定
二毛作助成(主食用米と戦略作物または戦略作物同士の組み合わせ)		15,000円
耕畜連携助成(飼料用米のわら利用・水田放牧・資源循環の取り組み)		13,000円

*その他作物の交付単価については決定後対象農家へ通知します。

*捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約など交付要件があります。また、新規需要米・加工用米は農政事務所長の認定が必要です。

なお、新規需要米については、上記戦略作物以外の青刈り稲などについても認定が必要です。

(2) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

2 畑作物の所得補償交付金

対象作物の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して、全国一律単価で交付されます。

交付対象作物 小麦・二条大麦・はだか麦・大豆・そば・なたね(採油用)

○数量払(交付金額は平均的な単価であり、品質に応じて単価は変わります。)

対象作物	交付金額	対象作物	交付金額
小麦	6,360円/60kg	大豆	11,310円/60kg
二条大麦	5,330円/50kg	そば	15,200円/45kg
はだか麦	7,620円/60kg	なたね(採油用)	8,470円/60kg

*当年産の出荷・販売数量に応じて交付(播種前契約、出荷契約が必要)

*交付を受けるためには、麦類については播種前契約、大豆・そば・なたねについては播種前契約または出荷・販売契約の締結が必要となります。

また、対象作物の農産物検査を受けるなどの要件もあります。

*前年産の販売実績(換算面積)に応じて営農継続支払い(数量払いの一部前払い)の交付もあります。